

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第89号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年9月7日（土） 11時40分ごろ
発生場所	熊本県上天草市串漁港 上天草市所在の三角灯台から真方位238° 2,800m付近 （概位 北緯32° 36.7′ 東経130° 25.1′）
事故等調査の経過	平成25年10月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ヨット ブルーピーターII、5トン未満（長さ9.35m） 260-21562熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	乗組員A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 （平成22年5月31日をもって失効していた。） 乗組員B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	バラストキール下端に凹損及び擦過傷
事故等の経過	本船は、乗組員A及び乗組員Bが乗船し、定係地である串漁港奥のヨットハーバー係留中にビルジ排出などの船体整備を行った後、機関試運転のために定係地を出発して機走で島原湾に向かった。 乗組員Aは、本事故発生の約5分前、乗組員Bに操舵を頼んでキャビンに入った。 乗組員Bは、船尾に座ってティラー（舵柄）による操舵に当たり、串漁港の東側の陸岸寄りを約2ノットの対地速力で北進中、船首方の海面に認めた水鳥を避けようとして右舵を取り、舵を戻したとき、平成25年9月7日11時40分ごろ、本船は、船首を北方に向けて陸岸沿いの浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げ、停止した。 乗組員A及び乗組員Bは、前後進を繰り返すなどして離礁を試みたが、離礁できなかったため、乗組員Aが携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報の上、投錨して満潮を待ち、本船は、21時30分ごろ機関を始動して離礁し、自力で定係地に帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	本船の喫水（バラストキール下面から海面まで）は、約2mであった。 乗組員Aは、船舶所有者から本船の管理を依頼されており、本事故当時、船長の立場で本船に乗船していた。

	<p>乗組員Bは、串漁港内の航行経験が豊富であったが、本事故発生時は久しぶりの操船であった。</p> <p>乗組員Bは、過去に串漁港を出港した際、本件浅瀬付近に設置されていた養殖筏^{いかだ}を目安に針路を設定していたが、本事故当時、同筏が撤去されており、針路を設定する目安がなかった。</p> <p>乗組員A及び乗組員Bは、いずれも救命胴衣を着用しており、携帯電話（非防水型）を携行していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、串漁港の東側の陸岸寄りを機走で北進中、乗組員Bが、本件浅瀬に接近する針路で航行することとなったことから、船首方の海面に認めた水鳥を避けようとして右舵を取ったところ、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>乗組員Bは、本件浅瀬付近を航行する際、針路を定める目標としていた養殖筏が撤去されていたことから、本件浅瀬に接近する針路で航行することになったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、串漁港の東側の陸岸寄りを機走で北進中、乗組員Bが、本件浅瀬に接近する針路で航行することとなったため、船首方の海面に認めた水鳥を避けようとして右舵を取ったところ、本件浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に航行した経験のある海域であっても、養殖施設の設置場所などの水路状況が変わっている場合があるので、事前に航行予定海域の水路状況を確認しておくこと。